

スチュワードシップ受入表明

当社は、責任ある機関投資家として、適切に受託者責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れます。

原則 1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、信頼される資金運用者として、企業や事業の潜在力を見出しその発現を全力で支援することにより、社会・経済の発展に寄与しつつ、投資家の期待に応えていくことを経営理念としております。

投資先企業とも建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行い、経営陣と健全な信頼関係を構築することで、投資先企業の本質的な企業価値の持続的向上に貢献し、投資家の期待に応えます。

また、当社は農林中央金庫とも協働し、投資先企業の経営体制構築を後押しするとともに、サステナビリティに関する課題解決をはじめとして、多様な支援を行うことで、日本の産業、経済の発展に寄与します。

原則 2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

農林中央金庫および当社を含む農林中央金庫の金融関連グループ会社は、お客様の利益を不当に害することがないよう、利益相反取引のおそれのある取引の管理を行い、適切に業務を運営いたします。

当社においては、利益相反管理方針に基づき、利益相反管理に関する規程の整備など厳しい法令遵守体制を構築しているため、議決権の行使を含むスチュワードシップ活動を行うに際して利益相反が生じる可能性は限定的です。

仮に利益相反が生じる場合であっても、法令遵守に加えて、公平性に十分に配慮したうえ適切に管理し、投資家の最大の利益を図るべく、誠実に意思決定を行います。

原則 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため当

該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資先企業の選定時に、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家と協力してデューデリジェンスを実施するとともに、チェックリストを活用した ESG に関する諸課題の把握を行うなど、投資先企業の状況を深く理解したうえで投資判断を行っております。

投資後においては、取締役会やその他の会議体への必要に応じた出席に加えて、経営陣との対話も行い、財務面に加えて、非財務面の状況も的確に把握するとともに、定期的を開催するモニタリング会議を通じて、組織全体で投資先企業の課題を理解し、投資先企業に対して必要な支援を継続的に提供いたします。

原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、投資先企業の経営陣と信頼関係を構築することにより、投資先企業に関する諸課題について、建設的な対話を行い、投資先企業の状況に限らず、ESG に関する課題や外部環境などを踏まえた多様な視点から持続的な企業価値向上を図ります。また問題が生じた際にはより、投資先企業の経営陣との信頼関係の下に、より積極的な対話を求めて行くことで問題の改善に努めます。

さらに、投資先に対する効果的なエンゲージメントのために有益かつ必要な場合には、他の機関投資家と協働で対話を行うこと（協働エンゲージメント）も選択肢となります。

原則 5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、株主議決権行使に関する意思決定プロセスを明確に定めており、意思決定プロセスに従い、議案への賛否の判断を実施します。また、議決権行使を行うに際しては、必要に応じて投資先企業との建設的な対話を行い、議決権行使を通じて主体的な意思表示を行うことに努めます。

一方、当社は、主として非公開企業への投資をファンドを通じて行っており、議決権行使について結果の公表は控えさせていただきます。ただし投資家に対しては、その求めに応じて適切にレポートイングを実施し、説明責任を果たします。

原則 6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、投資家に対し、定期的にレポートを送付するとともに、組合員集会の開催等の機会も通じて、ファンドの運用状況や投資先企業の状況について報告いたします。当社のスチュワードシップ活動についても、前述の機会等を通じて投資家に適宜報告いたします。なお守秘義務その他情報管理の観点を踏まえ、かかる報告内容の公表は控えさせていただきます。

原則 7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、投資先企業の経営陣と建設的な対話を行い、投資先企業の持続的な企業価値向上に寄与するためには、当社役職員がスチュワードシップ活動を適切に行うための能力を不可欠と考えております。

当社役職員のプロフェッショナルとしての経験・知識・スキルの向上を図るため、社内での研修、モニタリング会議を通じた投資先企業の企業価値向上や ESG に関する課題解決につながる事例の共有を行うとともに、外部研修への参加を奨励するなど、必要とされる能力の向上に努めます。

一方、当社は、主として非公開企業への投資をファンドを通じて行っており、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況の自己評価の結果については公表を控えさせていただきます。

原則 8

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

非該当